

木津川市告示第40号

木津川市マスコットキャラクター使用取扱要綱を次のように定める。

平成24年 3月29日

木津川市長 河井 規子

木津川市マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市のマスコットキャラクター（以下「マスコットキャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、マスコットキャラクターとは、別図の基本デザインのことをいう。

(使用の許可申請)

第3条 マスコットキャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター使用許可申請書（別記様式第1号）を木津川市長（以下「市長」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市教育委員会が、その業務の目的で使用する場合。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用する場合。
- (3) 木津川市観光協会が観光資源及び特産品を広く宣伝普及し、地域振興を図る目的で使用する場合。
- (4) 市内に住所を有する者及び自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域活性化につながる活動において使用する場合。
- (5) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(6) その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条の規定により使用許可申請があったときは、その内容を審査し、使用を許可することが適切と認めたときは、申請者にマスコットキャラクター使用許可書（別記様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を許可することが不適切と認めるとときは、マスコットキャラクター使用不許可書（別記様式第3号）で申請者に通知するものとする。

(使用許可の期間)

第5条 マスコットキャラクターの使用許可の期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きマスコットキャラクターを使用しようとするときは、新たに前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の基準)

第6条 市長は、第3条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めたときは、第4条の規定により当該使用を許可するものとする。

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。ただし、市長が特に適切と認めたときはこの限りでない。

(1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。

(6) 木津川市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(7) その他市長が使用について不適当と認めたとき。

(使用料)

第7条 マスコットキャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 マスコットキャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）

は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可された用途のみに使用すること。
- (2) 使用許可を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた形、色等を正しく使用し、デザインの改変など応用使用はしないこと。
- (4) マスコットキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) マスコットキャラクターの下部等適切な位置に「木津川市マスコットキャラクター「いづみ姫」」と表示すること。ただし、スペース等の関係で表示が難しい場合は、それが市の著作物であることを示す「©木津川市」の表示をもって代えることができる。
- (6) 木津川市マスコットキャラクターいづみ姫デザイン使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に定めたものとすること。
- (7) 当該使用に係る完成物件を速やかに提出すること。ただし、完成物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可された内容を変更しようとするときは、マスコットキャラクター使用変更許可申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき、許可することが適當と認めたときは、マスコットキャラクター使用変更許可書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を許可しないときは、マスコットキャラクター使用変更不許可書（別記様式第6号）を申請者に交付するものとする。
- 4 同条第2項の許可については、前条の規定に準ずるものとする。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、

使用許可を取り消すものとする。

(1) 第6条第2項に該当、又は第8条に違反していると認めるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の許可を取り消したときは、その使用者にマスコットキャラクター使用許可取消書（別記様式第7号）により通知するものとする。

3 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 前条の規定によりマスコットキャラクターの使用許可を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がマスコットキャラクターのデザインの使用について、第三者との間に、権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。

（権利の設定等の禁止）

第12条 使用者は、マスコットキャラクターについて、意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしてはならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）



木津川市マスコットキャラクター
「いづみ姫」

別記様式第1号（第3条関係）

マスコットキャラクター使用許可申請書

年 月 日

木津川市長 様

申請者 住 所

団体等名称

代表者氏名

印

電話番号

木津川市マスコットキャラクターを使用するに当っては、「木津川市マスコットキャラクター使用取扱要綱」第11条第1項及び第2項について遵守するので、下記のとおり申請します。

記

使用対象物件	
使用目的及び 使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
販売予定価格 (販売目的でない場合、記入不要)	
使 用 数 量	
連 絡 先	(担当者) (電 話)
添 付 書 類	1. 企画書（商品名・レイアウト・図案・原稿等） 2. 申請者の概要・現況を示すもの 3. その他参考資料

別記様式第2号（第4条関係）

マスコットキャラクター使用許可書

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

年 月 日付で申請のありました、木津川市マスコットキャラクターの使用に関し、「木津川市マスコットキャラクター取扱要綱」第11条第1項及び第2項について遵守の上、下記のとおり許可します。

記

使用対象物件	
使用目的及び 使 用 方 法	
使 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
販売予定価格	
使 用 数 量	
許 可 番 号	第 号
使 用 条 件	<ol style="list-style-type: none">木津川市マスコットキャラクター使用規定及び本許可書の内容を遵守すること。商標登録等は一切認めない。完成品を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。

別記様式第3号（第4条関係）

マスコットキャラクター使用不許可書

第 号
年 月 日

様

木津川市長

印

年 月 日付で申請のありました木津川市マスコットキャラクタ
ー使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

1 不許可の理由

担当

電話

別記様式第4号（第9条関係）

マスコットキャラクター使用変更許可申請書

年 月 日

木津川市長 様

申請者 住 所

団体等名称

代表者氏名

印

電話番号

木津川市マスコットキャラクターの使用を下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的及び 使用方法		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
その他の		
許可番号		第 号

(注) 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

別記様式第5号（第9条関係）

マスコットキャラクター使用変更許可書

年 月 日

様

木津川市長

印

年 月 日付で変更申請のありました、木津川市マスコットキャラクターの使用に関し、下記のとおり変更を許可します。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用目的及び 使 用 方 法		
使 用 期 間		
使 用 数 量		
変 更 理 由		
そ の 他		
許 可 番 号	第	号

別記様式第6号(第9条関係)

マスコットキャラクター使用変更不許可書

年 月 日

様

木津川市長

印

年 月 日付で変更申請のありました、木津川市マスコットキャラクターの使用に関し、下記の理由により許可できません。

記

1 理由

担当

電話

別記様式第7号(第10条関係)

マスコットキャラクター使用許可取消書

年 月 日

様

木津川市長

印

年 月 日付け許可番号第 号で許可した木津川市マスコットキャラクターの使用については、次の理由により使用許可を取り消します。
なお、この通知があった日以後、許可を受けた使用物品は使用できません。

記

1 取消理由

担当

電話